

平成 25 年

第 3 回市議会定例会 報告第 8 号

専決処分の報告について

市が設置し、および管理する公共賃貸住宅の管理上必要な建物明渡し等を請求する訴えの提起を平成 25 年 7 月 9 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 当事者

原告 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

被告 住所 * * * * *

* * * * *

2 請求の趣旨（内容）

(1) 被告は、原告に対し、市営住宅日吉 3 丁目団地 7 号棟 208 号（以下「本件建物」という。）を明け渡すこと。

(2) 被告は、原告に対し、滞納賃料 649,800 円および平成 25 年 6 月 16 日から本件建物の明渡しを行う日まで 1 か月金 17,000 円の割合による金員を支払うこと。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とすること。

との旨の判決を求める。

3 請求の原因

(1) 原告は、被告の父である旭正（以下「訴外人父」という。）と昭和 58 年 1 月 29 日、賃貸借契約を締結し、市営住宅日吉 4 丁目団地 132 号を訴外人父に引き渡した。

(2) 訴外人父は、平成 20 年 3 月 19 日に死亡したので契約当初からの同居人である長男の被告が原告の承認により、賃借人の地位を継承した。

- (3) 被告は，平成20年5月26日，原告に対し，訴外人父の死亡前の滞納賃料債務を引受けることを約した。
- (4) 市営住宅の建替事業に伴い，原告は，平成20年9月16日，被告と本件建物を被告に引き渡した。
- (5) 被告は，訴外人父から引受けた平成3年2月分から平成20年3月分までの滞納賃料230,600円および平成21年3月分から平成25年3月分までの本件建物の滞納賃料376,700円を併せた滞納賃料合計金607,300円の支払いを怠った。
- (6) 原告は，被告に対し，平成25年5月17日付け普通郵便で，上記滞納金額を平成25年6月15日限り全額一時に支払うこと，もし期限内に支払のないときは，改めて通知催告することなく本件契約を解除する旨，催告および停止条件付き契約解除の意思表示を發した。
- (7) 被告においては，上記期限内に滞納家賃料全額の支払いをしなかったため，本件契約は指定期限の経過により解除となった。
- (8) 原告は，被告に対し，本件建物の明渡しおよび滞納家賃等の支払いを求める。

4 訴えを提起した日

平成25年7月16日

5 管轄裁判所

函館地方裁判所